

第 7 防災課題

1. アセスメントによる課題

(1) 地震対策

耐震化

市内家屋について、木造の約半数、非木造の約 2 割が、昭和 55 年以前の建築であり、約 1 万 8 千棟が現行の耐震設計基準を満たしていない可能性がある。また、これらの家屋は市の中心部や西部の山間地に多く分布する。市の中心部や西部の河川沿いの低地は比較的ゆれが増幅しやすいため、特に耐震改修を促進することが望まれる。

また、災害時の拠点となる庁舎や指定避難所についても、耐震化はあまりなされていないため、これらの施設の耐震改修を促進する必要がある。

生活救援対策

想定宇都宮直下の地震相当の地震動が発生した場合、家屋全壊によるり災者が 4 千人程度、避難生活者は千人以上に上る可能性がある。

このため、食料や生活必需品について、被害予測量に対する必要備蓄量及び家庭内備蓄量を見直すとともに、家庭備蓄と公的備蓄の分担を示して、整備を促進する必要がある。また、孤立化等も考慮して、備蓄の分散配置等も検討する必要がある。

さらに、新潟県中越地震では、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた方等がエコノミークラス症候群で死亡する問題もあったことから、避難所におけるプライバシー対策やペット対策等も対応計画を示す必要がある。

震災廃棄物処理対策

想定宇都宮直下の地震相当の地震動が発生した場合、市域全域で予想されるがれきの発生量は約 20 万トンで、その約 7 割が不燃性と予測される。

鹿沼市の年間ごみ処理量は、年間約 3 万 5 千トンで、そのうち可燃性が約 2 万トン、不燃性（不燃物、粗大）が約 2 千トンであることから、1 年間で処理することが著しく困難ながれきが発生する可能性があるため、事前に収集、処理体制や仮置場の配置等を計画しておく必要がある。

また、家屋全壊によるり災者が 4 千人程度、避難生活者は千人以上に上る可能性があることから、トイレや上・下水の使用停止も考慮して、仮設トイレの配置や、し尿の収集・処理計画を検討しておく必要がある。

火災対策

想定宇都宮直下の地震相当の地震動が発生した場合、市域全域で予想される出火件数は冬の夕方の場合、市内で総計 35 件程度発生する可能性がある。

しかし、市内の消防団員は、消防力の整備指針（消防庁,平成 12 年）の 5 割に満たな

い状況である。さらに、自主防災組織の結成率は半数以上あるものの防災訓練の実施率は 2 割以下となっており、大規模地震時の同時多発火災から延焼を防止するには、地域の防災力の向上が課題である。

不燃領域率が 70%未満の地区では、火災が発生した場合に延焼へと発展する可能性がある。これらの地区について、広域避難地へ 2km 以内、一時避難地となる避難予定場所へ 500m 以内でない区域を避難困難区域として抽出した。

これによると、地区全体では、避難困難区域に該当するエリアもあるが、地区内で家屋が密な場所については避難困難区域に該当する場所は存在せず、現在の避難場所の配置で問題はないと考えられる。

市内には、木造密集市街地はなく、やや密集した市街地においても区画整理が進んでいることから、不燃化促進策の必要性は低い。

(2) 風水害対策

警戒・避難体制

風水害は、時間雨量 10mm 以上で被害が出始め、時間雨量 20mm 以上、累積雨量 100mm 程度以上で床上浸水等が発生する傾向がある。また、市内には、テレメータの雨量計や水位計が多数配備されており、これらの観測指標を、市の配備体制や地区の警戒・避難に活用することが有効と考えられる。

災害時要援護者対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、または水防法に基づく浸水想定区域にかかる病院、診療所、保育園、幼稚園、高齢者施設、障害者施設等については、市は、警報等の伝達や円滑な避難措置について地域防災計画に定める必要がある。

(3) 災害共通の対策

緊急輸送対策

市の中西部では、網羅的に緊急輸送ネットワークを結んでいるが、西部の中山間地では、大芦川と思川を除く荒井川、南摩川、粟野川、永野川に沿う主要地方道は指定されておらず、これらの流域の拠点施設は緊急輸送路に接続しない状況である。

これらの地域では孤立化のおそれがあるが、備蓄倉庫や臨時ヘリポートも数カ所に限られる状況にあるため、緊急輸送道路の指定、備蓄倉庫の整備、臨時ヘリポートの適地確保について追加していく必要がある。

集落の孤立化対策

孤立化のおそれのある集落は、山間部に広く分布し、永野川の上永野より上流、思川の上粕尾細尾より上流、南摩川の梶又より上流、粟野川の上五月より上流、荒井川の上久我石裂より上流、及び東大芦川の上流が該当する。

これらの集落の災害救援には、移動系防災行政無線や消防無線による通話や、ヘリコプターによる輸送が必要となるが、山間部のため、無線通信エリアや臨時ヘリポート適地も限定される。

このため、これらの集落では、防災無線や臨時ヘリポートが確保できるエリアへの早期の避難体制や、衛星電話等の配備を検討する必要がある。

災害時要援護者の支援

全国平均と比べて、著しい高齢化はないが、市の人口が減少傾向にある中、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行が懸念される。特に、西部の中山間地では、災害時に孤立化するおそれがあるため、このような地区を重点に高齢者等の避難支援プランの策定が課題である。

また、市内の外国人は、中国、ペルー、ベトナムがその多く、現在、市のホームページではそれらに配慮して、中国語、スペイン語、ベトナム語に対応している。災害時には、ホームページでの外国語広報を継続するほか、平常時から鹿沼市国際交流協会等と連携して、それらの外国後に対応する通訳の派遣体制等を図る必要がある。

帰宅困難者支援

災害によりこれらの鉄道が長時間ストップした場合には、JR鹿沼駅や東武新鹿沼駅では旅客が帰宅困難となって市内に滞留する可能性がある。また、日光や鬼怒川温泉に向かう特急列車が市内を通過中に災害で停止した場合には、東京方面等への帰宅困難者が数百人規模で発生する可能性がある。

このため、公共交通機関等と連携した帰宅困難者支援策を明確にしておくことが有効である。

2 . 市の防災力評価に関する課題

消防庁の地域防災力評価指針より、地域防災計画で定めておく必要があると考えられる項目を抽出し、現況と課題を抽出した。

「 」の項目は必須項目、「 」は要検討項目、「レ」は現行の鹿沼市地域防災計画で規定されている項目である。

種別	状況	定めるべき内容
防災・危機管理関係の組織や体制		
	レ	首長が不在の場合の代行者（災害対策本部長等の代行）の指名順位を 3 人（3 位）以上決めている
		防災担当責任者（部・課・室長及び専任防災監等）が不在の場合の代行者の指名順位を 3 人（3 位）以上 決めている
災害発生時の非常参集		
	レ	職員の参集方法の指定
	レ	被災状況等による参集方法や参集場所の柔軟な変更
		災害対策本部設置庁舎の近隣に居住している職員を防災活動の初動要員として指定している
		大災害時に各担当の要員が確保できない場合、優先して実施すべき事項を指定している
災害対策本部や警戒本部の設置・解散、事務分掌		
	レ	一部の災害についてのみ客観的な災害対策本部設置基準を設定している
		一部の災害事象についてのみ客観的な警戒本部設置基準あるいは警戒態勢移行基準を設定している
災害対策本部事務局または現地災害対策本部		
	レ	事務局の責任者、班毎の役割分担が決まっている
		事務局の夜間・休日の初動体制が決まっている
		事務局の活動場所が決まっている
		事務局の活動場所の近くに首長が執務できるスペースがある
	レ	事務局の活動場所は防災担当部局と同じフロアにある
	レ	事務局となる庁舎が使用不能となった場合の代替施設・場所を確保している
		事務局となる庁舎に非常用電源設備を配備している
	レ	事務局の中で、被害記録・対応記録の担当が決まっている
	レ	現地災対本部の客観的な設置基準が設定されている
	レ	現地災対本部の機能、役割が決まっている
		現地災害対策本部の要員が決まっている
国や県との応援・協力体制		
	レ	都道府県に応援要請を行う判断基準、手続きが決まっている

	レ	都道府県からの応援受け入れ体制、対応内容が決まっている
警察、消防、自衛隊との応援体制、		
	レ	警察や消防、自衛隊と災害時に収集した情報等を互いに伝達して、共有するようになっている
		自衛隊への派遣要請の基準がある（具体化されている）
		災害時に自衛隊の連絡要員が派遣されることになっている
	レ	自衛隊の受け入れ体制・担当部署（窓口）が決まっている
		自衛隊の活動拠点を指定している
	レ	緊急消防援助隊の受援計画が決まっている
NPO/NGO、個人ボランティア対応		
		災害時に NPO/NGO の活動調整を行う体制、手続きが決まっている
	レ	NPO/NGO の活動拠点を整備・指定している
	レ	個人ボランティアの活動拠点を整備・指定している
		海外からの支援受け入れの取り扱いが決まっている
情報連絡の体制		
	レ	防災情報の管理責任者が決まっている
	レ	勤務時間中における被害情報、予警報、地震情報、気象情報等の連絡体制が決まっている
	レ	勤務時間外における被害情報、予警報、地震情報、気象情報等の連絡体制が決まっている
		防災関係機関との連絡が取れない場合の対応（例えば、職員の派遣等）が決まっている
		関係する団体、機関等に情報連絡員を派遣することになっている
		関係する団体、機関等から情報連絡員を受け入れることになっている
被害情報等の収集・伝達の体制		
		防災関係機関からの被害情報の収集ルート・方法が決まっている
		一般住民から被害情報を収集する方法が決まっている（119番通報及び駆け付けを除く）
		ヘリコプターによる被害情報収集（ヘリテレ等）を行うこと（他の機関が実施するものを含む・この場合は、実施機関との取り決めの有無）になっている
		高所カメラ、監視カメラ等による被害情報収集を行うことになっている
	レ	職員を被災現地に派遣して情報収集を行うことになっている
	レ	職員による参集途上の情報収集の方法が決まっている
	レ	優先して収集・伝達すべき被害情報の内容が決まっている
		未確認情報、あいまいな被害情報の確認方法が決まっている
		被害情報の収集・取りまとめの様式が決まっている
	レ	とりまとめた被害情報を迅速に防災関係機関へ伝達することになっている
		とりまとめた被害情報を住民へ広報することになっている
		被害情報のとりまとめに地理情報システム（GIS）を利用することになっている

災害時の広報・広聴の体制	
レ	災害時の広報・広聴に関する責任部署が決まっている
レ	災害時の住民への広報活動に係る対応内容が決まっている
	住民へ電子メール等を活用して避難に関すること等の緊急情報をすぐに伝達することになっている
	災害時の広聴活動・住民のニーズを把握する方法が決まっている
	災害時の放送文案が決まっている（一部でも可）
	災害時の首長の声明・呼びかけ文が決まっている（一部でも可）
レ	災害時の報道機関に対する報道要請の手続きが決まっている
	災害時の報道機関に対する被害情報、防災関係情報の提供体制が決まっている
	避難に関すること等の緊急情報をケーブルテレビやコミュニティFMなど地域のメディアを活用してすぐに伝達することが決まっている
レ	災害時に報道センターを設置することが決まっている
レ	災害時の記者会見・報道発表の実施方法が決まっている
	災害時にインターネット（ホームページ等）による被害情報の提供を行うことが決まっている
	災害時にインターネット（ホームページ等）による被害情報の収集を行うことが決まっている
災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人等）に対する取り組み	
	災害時に援護の必要な高齢者に対する情報提供手段・方法が決まっている
	目の不自由な人に対する情報提供手段・方法が決まっている
	耳の不自由な人に対する情報提供手段・方法が決まっている
	上記の災害時要援護者以外の障害者に対する情報提供手段・方法が決まっている
	外国人に対する情報提供手段・方法が決まっている
防災資機材（備蓄物資を除く災害対策活動に使用する資機材）の整備・管理	
	防災資機材の流通在庫備蓄（民間業者と具体的な品目・数量についての取り決め）を行っている
レ	防災資機材の管理責任者が決まっている
被災者向けの物資の備蓄についての県との役割分担	
レ	
物資の調達・配布・管理	
レ	災害時の物資の調達・配布に関する責任部署が決まっている
レ	備蓄の管理責任者が決まっている
レ	被害想定等に基づいて、備蓄整備の基準や目標が決まっている
	災害時要援護者向けの食料・水・物資について特別の対応が決まっている
	帰宅困難者又は旅行者等に対する食料・水・物資の提供方法が決まっている
	食品や生活必需品等の一般流通の確保（店舗等における販売体制の確保）について決まっている

想定される避難人員や避難期間を踏まえた備蓄計画	
レ	行っている
防災資機材・被災者向け備蓄の確保・輸送体制	
	災害時の物資の輸送拠点、集積拠点を指定している
	災害時の物資の輸送拠点、集積拠点の設置、運用管理、要員の確保方法がそれぞれ決まっている
地域防災計画の構成	
レ	地震に関する地域防災計画の内容が、震災対策編として独立している
レ	風水害に関する地域防災計画の内容が、風水害対策編として独立している
	風水害対策編の中に、洪水対策が独立して、大項目として記述されている
	風水害対策編の中に、土砂災害対策が独立して、大項目として記述されている
地域防災計画の応急対策項目	
レ	災害対策本部活動
レ	情報収集伝達活動
レ	避難
レ	捜索・救出活動
レ	広報・広聴（ニーズ把握）
レ	医療救護活動
レ	交通規制・緊急輸送
レ	被災地等の警備活動
レ	食料・水・物資の確保・配布
レ	遺体処理・埋葬
レ	防疫・保健衛生
レ	廃棄物処理
レ	ライフライン・交通対策（応急対応）
レ	公共施設の応急危険度判定、応急修理
レ	混乱防止
レ	災害救助法の適用
レ	住宅対策
レ	文教対策
レ	文化財保護
	災害対策活動の後方支援
レ	生活復旧
レ	経済復旧
レ	ライフライン・交通対策（本復旧）
レ	公共施設復旧
レ	復興
レ	水防対策

		2 次災害の警戒・防止
	レ	ボランティアへの対応
災害発生時の時間経過別に優先すべき対策、重点を置く対策		
		決めている（一部でも）
避難対策		
	レ	避難に関する業務の責任部署が決まっている
	レ	市区町村長が不在の場合の避難勧告・指示を代理で行う者について決まっている
		洪水災害危険時の避難勧告・指示する基準が客観的かつ具体的（容易に判断できる程度）に決まっている
		洪水災害危険時の避難準備（避難の準備を行う情報提供）する基準が客観的かつ具体的（容易に判断できる程度）に決まっている
		土砂災害危険時の避難勧告・指示する基準が客観的かつ具体的（容易に判断できる程度）に決まっている
		土砂災害危険時の避難準備（避難の準備を行う情報提供）する基準が客観的かつ具体的（容易に判断できる程度）に決まっている
		避難誘導の方法（避難路等）が決まっている
		避難所、避難路が地震や風水害等災害ごとの被害危険性等を考慮して指定されている
		不特定多数収容施設（劇場、商業施設等）の避難方法（案や指針等）が決まっている
		公共施設（学校、福祉施設等）における避難方法について決まっている
搜索・救出対策		
	レ	搜索・救出に関する応急対策の責任部署が決まっている
	レ	消防、警察、自衛隊等が行う搜索・救出活動を総合的に調整する担当機関が決まっている
		住民又は民間企業等が搜索・救出活動を積極的に実施・協力することが決まっている
避難所運営		
	レ	避難所開設・運営に関する業務の責任部署が決まっている
		避難所の開設基準が決まっている
		避難所の開設に係る責任者が決まっている
	レ	避難所の運営管理の方法が決まっている
		避難所の運営管理に係る責任者が決まっている
		教育施設を避難所として開設・運営するにあたって、教育関係者との役割分担が決まっている
		避難所の活動におけるボランティアの役割が決まっている
		避難者への相談を行う体制が決まっている
		避難者の安否情報の提供を行う体制が決まっている

		避難者のプライバシー保護の対応が決まっている
		避難者への情報提供の体制が決まっている
		避難所の生活環境の保全（空調、清掃、防音等）に関する対応が決まっている
		要介護者向け避難所（福祉避難所）が指定されている
		避難所の防火・防犯・衛生管理に関する対応が決まっている
		行政区域を越えた広域避難についての対応が決まっている
ライフライン（上下水道、電気、ガス、通信）・交通対策（応急対策）		
	レ	災害時のライフライン・交通（応急対応）に関する応急対策の責任部署がそれぞれ決まっている
	レ	災害時において優先的にライフライン関係の応急対策を実施すべき施設や地域、対策の内容が決まっている
	レ	災害時における上水道の応急対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時における下水道の応急対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時における電気の応急対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時におけるガス（都市ガス又は LP ガス）の応急対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時における通信の応急対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時における地域に存在する交通機関（鉄道機関、バス・タクシー、航空、船舶事業者等）の応急対策に係る対応が決まっている
医療救護対策		
	レ	災害時の医療救護に関する応急対策の責任部署が決まっている
		災害時の医療救護関係の情報（病院の状況、受け入れ可能数等）の収集伝達の方法が決まっている
	レ	救護所の設置場所が決まっている
		救護班（医師・看護師・事務員）の被災地への派遣（受け入れを含む）に係る対応が決まっている
		救護班として、歯科医師の被災地への派遣（受け入れを含む）を行うことになっている
		救護班として、薬剤師の被災地への派遣（受け入れを含む）を行うことになっている
		救護班として、精神科医の被災地への派遣（受け入れを含む）を行うことになっている
	レ	災害時において、中心的に医療救護活動を行う医療機関（病院・医院で管内にないものも含む）について地域防災計画に記述している
		災害時において、医療機関（病院・医院）が行うべき活動内容（負傷者の応急措置、入院患者の保護等）が決まっている
	レ	災害時において、医師会が行うべき活動内容が決まっている
	レ	救護所（救護班）が行う医療救護活動の内容が決まっている
		災害時の保健所の役割、活動内容が決まっている

レ	医療機関に対して電気、ガス、上下水道、通信それぞれの分野で優先復旧を行うことになっている
レ	負傷者の搬送体制・方法が決まっている
	広域災害時における患者搬送を都道府県等と調整し、推進する部署・機関が決まっている
	広域災害時における被災地域外での患者受け入れに係る対応が決まっている
レ	医薬品・医療器材・血液の確保方法が決まっている
公共施設の応急復旧対策	
	災害時の公共施設の応急危険度判定に関する責任部署が決まっている
	災害時の公共施設の応急修理に関する責任部署が決まっている
	災害時の公共施設の応急修理に関する業務マニュアル(業務のチェックリスト)がある
	災害時において優先的に応急措置(応急修理等)する公共施設が決まっている
混乱防止対策(住民や不特定多数者が出入りする施設等)	
	災害時の混乱防止に関する応急対策の責任部署が決まっている
	災害時における観光客や帰宅困難者に係る情報提供に関する対応が決まっている
警備(治安・犯罪防止)対策	
	被災地等の警備に関して都道府県警察との連絡調整等を行う責任部署が決まっている
交通規制・緊急輸送対策	
レ	災害時の交通規制・緊急輸送に関する責任部署が決まっている
	緊急輸送路を指定している
	道路啓開(障害物除去等)を優先的に行う路線が決まっている
	道路啓開活動の手順・作業内容が決まっている
レ	災害時における要員・物資等の輸送の優先順位が決まっている
	災害時の船舶・舟艇等による緊急輸送の対応が決まっている
	災害時のヘリコプター・航空機による緊急輸送の対応が決まっている
レ	災害時に使用するヘリポート(臨時を含む)を指定している
レ	災害時の物資輸送に係る要員(運転手、積み卸し要員)の確保に係る対応が決まっている
	災害時において外部機関(自衛隊、海上保安庁、民間団体・企業等)に対する物資輸送の要請・手続きが決まっている
	災害時において外部機関(自衛隊、海上保安庁、民間団体・企業等)からの物資の受入・保管方法が決まっている
遺体処理・埋葬対策	
レ	災害時の遺体処置・埋葬に関する責任部署が決まっている
	災害時の検視・検案のために必要な場所の提供に係る対応が決まっている
	災害時における遺体の搬送・収容に関する対応が決まっている

		災害時における柩・ドライアイスの調達に係る対応が決まっている
	レ	災害時における火葬・埋葬に係る対応が決まっている
防疫・保健衛生対策		
	レ	災害時の防疫・保健衛生に関する責任部署が決まっている
		被災者の健康相談・医療相談に関する対応が決まっている
		災害時における透析患者や慢性疾患患者に対する対応が決まっている
	レ	被災者のメンタルケアに係る対応が決まっている
		被災地における飼育動物・家畜の保護に係る対応が決まっている
		災害時における水・食品の衛生管理に関する対応が決まっている
廃棄物処理対策		
	レ	災害時の廃棄物処理（がれき処理を含む）に関する責任部署が決まっている
	レ	災害時の生活ゴミの処理に係る対応が決まっている
		避難所等におけるトイレ対策に係る対応が決まっている
	レ	災害時のし尿処理に係る対応が決まっている
		被災建物、構造物等の解体とがれきの運搬に係る対応が決まっている
		災害時における廃棄物の処理にあたって環境保護やリサイクルを考慮している
災害救助法		
	レ	災害救助法に関わる業務の責任部署が決まっている
住宅対策		
	レ	災害時の住宅対策に関する責任部署が決まっている
	レ	災害時の住宅の応急危険度判定に係る対応が決まっている
	レ	被災住宅の応急修理に係る対応が決まっている
	レ	被災者への住宅斡旋に係る対応が決まっている
	レ	仮設住宅の建設に係る対応が決まっている
	レ	仮設住宅の入居手続きに係る対応が決まっている
文教対策（応急教育、学校の再開等）、文化財保護対策		
	レ	災害時の文教対策に関する責任部署が決まっている
		災害時における児童・生徒の安全確保に係る対応が決まっている
	レ	災害時における児童・生徒の安否確認に係る対応が決まっている
	レ	災害時における学用品の調達・支給に係る対応が決まっている
	レ	応急教育・授業再開に係る対応が決まっている
	レ	災害時の文化財保護に関する責任部署が決まっている
後方支援（災害対策活動の各種支援等、災害対策要員へのケアも含む）一般業務の活動維持		
		災害時の後方支援に関する責任部署が決まっている
2次災害防止		
		建築物・構造物の被害拡大防止について専門家から助言をもらうことが決まっている
		建築物・構造物の被害拡大防止についての対応（情報提供、監視、担当部署）

		が決まっている
		土砂崩れ等の被害拡大防止について専門家から助言をもらうことが決まっている
		土砂崩れ等の被害拡大防止についての対応（情報提供、監視、担当部署）が決まっている
復旧・復興対策		
	レ	生活復旧に関する業務の責任部署が決まっている
		生活相談に係る対応が決まっている
	レ	り災証明の発行に係る対応が決まっている
経済復旧（産業や経済活動の復旧）対策		
	レ	経済復旧に関する業務の責任部署が決まっている
ライフライン（上下水道、電気、ガス、通信）・交通の本復旧		
	レ	ライフライン・交通の本復旧に関する業務の責任部署が決まっている
		優先して本復旧すべき重要なライフライン施設・交通施設（路線）を決めている
		優先して本復旧すべき施設・地域が決まっている
公共施設復旧、通常業務の継続性確保		
		公共施設復旧に関する業務の責任部署が決まっている
激甚災害指定		
	レ	激甚災害指定に関わる業務の責任部署が決まっている
復興		
	レ	復興に関する業務の責任部署が決まっている
地震被害想定結果の活用		
突発地震が発生した時の非常参集および初動体制		
	レ	職員の非常参集は震度に基づく自動参集である
	レ	震度情報による災害対策本部・警戒本部（警戒態勢への移行を含む）の設置基準を設定している
減災のための具体的な数値目標設定		
		数値目標を設定している（一部でも可）
地震災害を対象とした被害軽減のために、優先して実施すべき施策（建物耐震化、施設・設備の整備等）		
	レ	決めている（一部でも可）
風水害時の非常参集、初動体制、情報連絡体制		
	レ	気象注意報警報による参集・動員基準が決まっている
		気象注意報警報による災害対策本部・警戒本部（警戒態勢への移行を含む）の設置基準が決まっている
	レ	気象注意報警報による水防本部設置基準が決まっている
	レ	河川情報（水位情報、河川毎の注意報・警報等）の連絡ルートが決まっている

水防計画又は地域防災計画		
	レ	水防対策に関する業務の責任部署が決まっている
	レ	水防対策に係る部署で、業務の役割分担が決まっている
	レ	水防に関する情報収集伝達に係る対応が決まっている
	レ	水防に関する警戒活動に係る対応が決まっている
	レ	水防活動を行う団体（消防団、水防団、水防協力団体等）への支援・協力に係る対応が決まっている
水防計画又は地域防災計画における減災のための具体的な数値目標設定		
		数値目標を設定している（一部でも可）
風水害を対象とした被害軽減のために、優先して実施すべき施策		
		決まっている（一部でも可）
		災害対策本部となる庁舎（庁舎内非常用電源設備等含む）の耐風水性（浸水対策等）を確保している

